

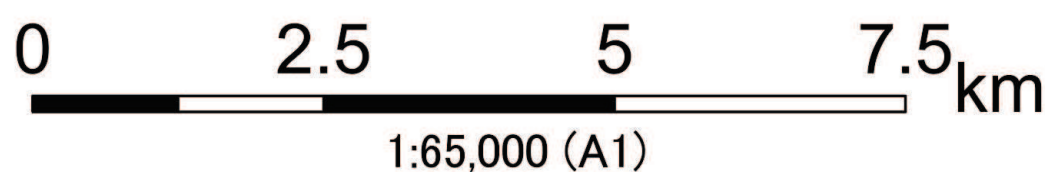
大淀川水系大淀川、境川、穴水川、有水川、東岳川、花の木川、富吉川、樋口川、沖水川、細目川、花谷川、表川内川、年見川、年見川放水路、柳河原川、柳河原川放水路、姫城川、姫城川放水路、萩原川、安久川、崩川、寺柱川、梅北川、床丸川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)【全体図】



位置図



索引図



【凡例】

浸水した場合に想定される水深

- 20.0m以上の区域
- 10.0～20.0m未満の区域
- 5.0～10.0m未満の区域
- 3.0～5.0m未満の区域
- 0.5～3.0m未満の区域
- 0.5m未満の区域

市町村境界

河川等範囲

洪水浸水想定区域の指定の対象となる
洪水予報河川および水位周知河川

洪水浸水想定区域の指定の対象となる河川

赤枠内：洪水予報河川区間および水位周知河川区間の
洪水浸水想定区域

赤枠外：小規模河川区間の洪水浸水想定区域

- 説明文
(1)この図は、大淀川水系大淀川の洪水予報区間及び萩原川、沖水川、東岳川の水位周知区間と6(5)の河川の県管理区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
(2)この洪水浸水想定区域図は、指定時点の大淀川、萩原川、沖水川、東岳川及び6(5)の河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により、大淀川、萩原川、沖水川、東岳川及び6(5)の河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
(3)なお、このシミュレーションの実施にあたっては、大淀川、萩原川、沖水川、東岳川及び6(5)の河川以外の河川の氾濫、大淀川、萩原川、沖水川、東岳川以外の河川堤防の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、浸水が想定される範囲以外においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
(4)この図は、大淀川、萩原川、沖水川、東岳川においては「洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)平成27年7月」に基づいて都城市、綾水又は浸水区域に想定される浸水区域(浸水深を、6(5)の河川においては「小規模河川の洪水浸水想定区域図作成の手引き(令和5年7月)」に基づいて綾水又は浸水した場合に想定される浸水区域(浸水深を表示した図面)です。
- 基本事項(洪水予報河川)
(1)作成主体 国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所
(2)指定年月日 平成28年8月30日
(3)告示番号 国土交通省九州地方整備局告示第120号
(4)指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項(※)
(5)対象河川
・大淀川水系大淀川上流部(実施区間)
左岸:宮崎県都城市大字五十町字瀬戸上1294番の2の乙地先から
宮崎県都城市高崎町純瀬字下小松4188番地先まで
右岸:宮崎県都城市大字五十町字瀬戸5294番の3地先から
宮崎県都城市高崎町有水字上大字久保1223番の2地先まで
(6)指定の前提となる降雨 大淀川流域の24時間総雨量612mm
(7)関係市町村 都城市
(※)水防法の項番号等は指定時点の法律のものです。
- 基本事項(水位周知河川)
(1)作成主体 宮崎県
(2)指定年月日 令和元年7月18日
(3)告示番号 宮崎県告示第180号
(4)指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項(※)
(5)対象河川
・大淀川水系萩原川(実施区間)
左岸:都城市安久町上豊橋から大淀川への合流点まで
右岸:都城市上長坂町上豊橋から大淀川への合流点まで
(6)指定の前提となる降雨 萩原川流域の8時間総雨量458mm
(7)関係市町村 都城市、三股町
(※)水防法の項番号等は指定時点の法律のものです。
- 基本事項(水位周知河川)
(1)作成主体 宮崎県
(2)指定年月日 令和元年7月18日
(3)告示番号 宮崎県告示第181号
(4)指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項(※)
(5)対象河川
・大淀川水系沖水川(実施区間)
左岸:北諸県郡三股町大字榊山字稲荷下6084番地先から
都城市上川東四丁目沖水橋まで
右岸:北諸県郡三股町大字長田字山田原47番3地先から
都城市吉尾町沖水橋まで
(6)指定の前提となる降雨 沖水川流域の6時間総雨量454mm
(7)関係市町村 都城市、三股町
(※)水防法の項番号等は指定時点の法律のものです。
- 基本事項(水位周知河川)
(1)作成主体 宮崎県
(2)指定年月日 令和元年7月18日
(3)告示番号 宮崎県告示第182号
(4)指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項(※)
(5)対象河川
・大淀川水系東岳川(実施区間)
左岸:都城市高城町大井手露島元1267番地1地先から
大淀川への合流点まで
右岸:都城市高城町大井手露島元1231番地2地先から
大淀川への合流点まで
(6)指定の前提となる降雨 東岳川流域の6時間総雨量455mm
(7)関係市町村 都城市
(※)水防法の項番号等は指定時点の法律のものです。
- 基本事項
(1)作成主体 宮崎県
(2)指定年月日 令和7年12月18日
(3)告示番号 宮崎県告示第83号
(4)指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項第3号
(5)対象河川
大淀川、境川、穴水川、有水川、東岳川、花の木川、富吉川、樋口川、沖水川、細目川、花谷川、表川内川、年見川、年見川放水路、柳河原川、柳河原川放水路、姫城川、姫城川放水路、安久川、崩川、寺柱川、梅北川、床丸川
(実施区間)図示
(6)指定の前提となる降雨 想定し得る最大規模の降雨(水系及び河川ごとに異なる)
(7)関係市町村 都城市、三股町